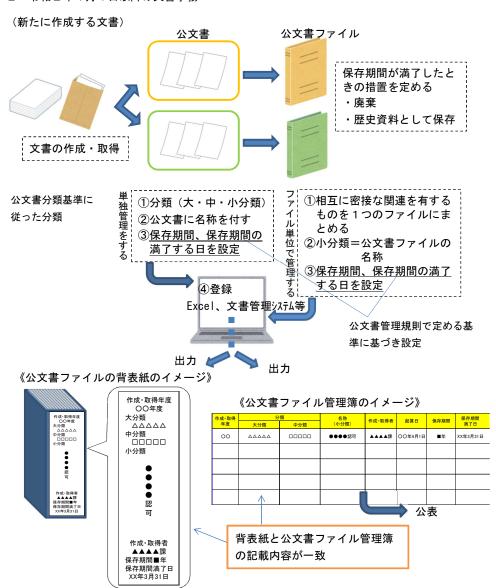
資料 4

条例に基づく公文書管理の実務

- 1 公文書分類基準の設定 文書管理者(各課室・地方機関の長) 令和2年4月1日の条例の施行に備え、文書管理者は令和2年度の公文書分類基準を 定める。 — > 公表
- 2 令和2年4月1日以降の文書事務



(令和元年度までに作成した文書・ファイル) 令和2年度中に③のチェックと④の登録を行う。

	R 2													R 3		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
公文書ファイル管理簿作成	現状調査・登録															
背表紙差替・書棚の並替																
公文書ファイル管理簿出力																
公文書ファイル管理簿公表																

- 3 管理状況の報告 毎年6月中に前年度分を報告 (報告内容)
 - ・公文書ファイル管理簿の作成状況
 - 公文書ファイル等の保有状況(保有数、移管数、廃棄数)
 - ・誤廃棄・紛失等の状況
 - 電子化の推進状況 等
 - 知事の各部局・・・システムで把握できる項目はシステムから抽出し、それ以外の 電子化状況や誤廃棄等の状況は各部局から文書課へ報告
 - 知事以外の実施機関…すべての項目について文書課へ報告
- 4 知事による報告概要の公表 ―― 毎年10月頃
 - 各実施機関からの報告内容を総括し、概要を公表(県公報、ホームページ等)
 - 公文書管理委員会への説明

各実施機関の公文書の管理状況を説明し、公文書管理指針について検証 次年度に向けた取組・公文書管理指針の改定について諮問

(令和2年度)

- ・9月頃 条例施行状況調査 → 11月に上半期の状況を委員会へ説明
- ・11 月頃 公文書ファイル管理簿作成の進捗状況調査
 - →1月に公文書ファイル管理簿の作成状況、条例の施行状況を委員会へ説明
- 5 次年度に向けた取組 —— 毎年1月頃 公文書管理委員会の答申 必要に応じて公文書管理指針を改定
- 6 新庁舎整備を見据えた公文書管理の課題 電子決裁の推進、公文書の電子保存などペーパレス・ストックレスへの対応